

株主各位

2026年6月1日

東京都千代田区神田錦町1丁目8番地
新生紙パルプ商事株式会社
取締役社長 三瓶悦男

第166回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第166回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月18日(木曜日)午後5時15分までに到着するようご返送をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2026年6月19日(金曜日)午前10時 (受付開始 午前9時30分)
2. 場 所	東京都千代田区神田美土代町7 住友不動産神田ビル ベルサール神田 3階 会議室
3. 目的事項	報告事項 1.第166期(自2025年4月1日至2026年3月31日)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2.第166期(自2025年4月1日至2026年3月31日)計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 自己株式取得の件 第3号議案 取締役6名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 補欠監査役1名選任の件 第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出お願い申し上げます。
- ◎「連結注記表」及び「個別注記表」は、当社定款第15条の規定に基づきインターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.sppl.co.jp>)に掲載しております。
- ◎株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(上記と同じ)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過及び成果

当連結会計年度の世界経済は、中国内需の低迷長期化の影響もありましたが、米国の底堅い経済成長や欧州での内需の回復が支えとなり、概ね堅調に推移しました。国内経済は、物価高の影響がみられたものの、設備投資や個人消費が底堅く推移し、緩やかな回復が続きました。また、中東情勢の緊迫化を受けた原油価格の高騰による影響が懸念されます。

この間、当社グループの関連する紙・板紙の国内出荷は前年を下回りました。特に新聞用紙や印刷用紙に代表されるグラフィック用紙の需要は、デジタル化の進行や少子化による人口減少などの影響により、減少傾向が続いております。また、紙器用板紙や包装用紙、段ボール原紙等、パッケージング用途においてはインバウンド需要による押し上げ効果があったものの、簡易包装・軽量化の影響から前年を下回りました。このような状況下、国内製紙各社は、グラフィック用紙の需要減少に対して、生産体制の再編成等による国内事業の構造転換推進と海外市場への展開や新素材・新分野事業の推進、また、エネルギー転換による環境負荷低減等、企業価値向上への取り組みを加速しています。

当社グループにおきましては、印刷用紙・特殊紙・情報用紙・パッケージング用紙・化成品の5分野の連携を強化するとともに、社会環境の変化と構造的な需要減少に対応すべく、事業の持続的な拡大を目指して、生産性の向上と新たな事業の創出に取り組みました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高259,281百万円(前期比0.8%増)、営業利益4,916百万円(同4.6%増)、経常利益5,838百万円(同11.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は4,172百万円(同15.9%増)となりました。

当社グループの事業別の状況は次のとおりであります。

セグメント	売上高			営業利益		
	前期 (百万円)	当期 (百万円)	前期比増減 (%)	前期 (百万円)	当期 (百万円)	前期比増減 (%)
紙・板紙・化成品等 卸売関連事業	248,697	250,519	0.7	3,338	3,525	5.6
紙加工等関連事業	6,329	6,472	2.3	127	204	60.6
不動産賃貸関連事業	2,286	2,262	△ 1.0	1,222	1,175	△ 3.8
その他	27	27	0.0	12	10	△ 16.7
合計	257,340	259,281	0.8	4,700	4,916	4.6

紙・板紙・化成品等卸売関連事業

売上高 250,519百万円(前期比0.7%増) 営業利益 3,525百万円(前期比5.6%増)

紙・板紙・化成品等卸売関連事業は、国内向けにおきまして、グラフィック用紙は構造的な要因による需要減少が継続しており、販売数量・売上高ともに減少しました。パッケージング用紙は、包装用紙ではデジタル・データ管理の進行による郵送量減少に伴う封筒需要の低下、白板紙・段ボール原紙では医薬品関連の堅調な推移と個人消費の回復傾向があったものの、簡易包装・軽量化の影響を埋めきれず、販売数量・売上高ともに減少しました。また化成品は、新規開拓等により販売が増加し、売上高は前年を上回りました。

海外向けは、グラフィック用紙の販売数量が減少した一方、パッケージング用紙の販売増による押し上げもあり、販売数量・売上高とも前年を上回りました。

利益面においては、人件費・物流費の上昇による影響があったものの、化成品・海外向け売上高の増加もあり、前年を上回りました。

この結果、紙・板紙・化成品等卸売関連事業の売上高は250,519百万円、営業利益は3,525百万円となりました。

紙加工等関連事業

売上高 6,472百万円(前期比2.3%増) 営業利益 204百万円(前期比60.6%増)

紙加工等関連事業におきましては、紙梱包資材の価格改定による単価上昇及び販売数量増加により、売上高は増加しました。

人件費・物流費の上昇や物価高騰による経費増加が収益を圧迫したものの、段ボール製造子会社の価格修正により採算性の改善が進み、営業利益も増加しました。

この結果、紙加工等関連事業の売上高は6,472百万円、営業利益は204百万円となりました。

不動産賃貸関連事業

売上高 2,262百万円(前期比1.0%減) 営業利益 1,175百万円(前期比3.8%減)

不動産賃貸関連事業におきましては、東京本社移転に伴うテナント退去により、売上高は減少しました。

また、テナント維持のための修繕費等経費が増加し、営業利益も減少しました。

この結果、不動産賃貸関連事業の売上高は2,262百万円、営業利益は1,175百万円となりました。

(2) 当社の営業の経過及び成果

当社におきましては、国内向け化成品と海外向けの販売増加により、売上高は247,817百万円（前期比0.2%増）、この内、商品売上高は244,953百万円（同0.2%増）となりました。利益面につきましては、人件費や物流費等の販売費及び一般管理費の増加により営業利益は3,747百万円（同10.0%減）、為替変動の影響等により経常利益は5,367百万円（同8.4%増）、当期純利益は3,868百万円（同8.6%増）となりました。

当社の品種別商品売上高は次のとおりであります。

品種	商品売上高		
	前期(百万円)	当期(百万円)	前期比増減(%)
紙	130,727	126,097	△3.5
板紙	43,969	46,033	4.7
化成品	53,516	56,437	5.5
加工品・紙製品	14,668	14,786	0.8
その他	1,599	1,599	0.0
合計	244,482	244,953	0.2

(3) 対処すべき課題

【第7次中期3ヶ年計画の進捗】

2025年度から2027年度を対象期間とする第7次中期3ヶ年計画「Create New Value」では、「一紙・板紙・フィルムから広がる可能性の探求と新たな価値の創造」をテーマに掲げ、加速する市場環境変化への対応を図っております。当社グループの中核である「紙・板紙・化成品等卸売関連事業」では、商社機能強化による付加価値提供を推進し、経営資源を最大限活用した各事業の活性化に取り組んでおります。

① 市場環境の変化への対応

国内事業

紙・板紙の内需は減少傾向が継続し、物価上昇による節約志向や企業コスト削減が定着しております。この環境下で、a) 紙の環境優位性・効用を訴求した需要喚起、b) 加工性・バリア性等の機能特性を活かした顧客ニーズ対応商品の提供、c) グループ物流機能を活用した効率化提案、d) 取引先との共創による商品開発・販売を推進し、収益基盤の強化を図ります。

海外事業

成長が見込まれるパッケージング分野において、商品開発・提案を加速するとともに、販売エリア拡大に注力し、海外向け売上比率の向上を目指します。

②物流対策

改正物流効率化法施行に伴い、積載率向上等の輸送効率化を一層推進いたします。また、グループ全体の物流機能を統合活用し、配送コスト低減に取り組むことで、持続可能な物流体制と安定供給の両立を実現いたします。

③営業力強化とグループ経営資源の最適配分

グループ各社間での商材・サービス、設備・技術、市場情報の共有を強化し、関連事業部門と一体となった営業活動を展開いたします。効率的・効果的な事業投資、設備更新、人材配置により、グループ全体の営業力強化と経営資源の最適配分を推進します。

中期経営計画の着実な実行を通じて、環境配慮型経営を推進し、SPPグループの横断的取り組みによる新たな価値の創出により、持続可能な社会の実現に資するよう努力していく所存であります。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資は1,018百万円であり、その主なものは紙・板紙・化成品等卸売関連事業用資産の取得558百万円であります。

(5) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金調達につきましては、自己資金を充当いたしました。

(6) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(8) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

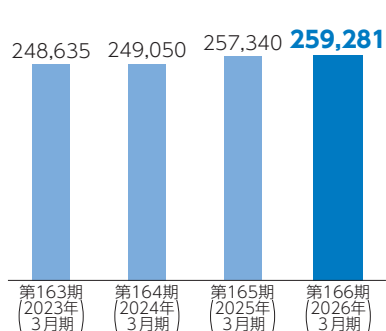
(9) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第163期 2023年3月期	第164期 2024年3月期	第165期 2025年3月期	第166期 2026年3月期
売上高 (百万円)	248,635	249,050	257,340	259,281
経常利益 (百万円)	5,990	6,085	5,237	5,838
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	4,190	4,172	3,600	4,172
1株当たり当期純利益	55円37銭	55円33銭	47円79銭	55円90銭
総資産 (百万円)	162,673	184,323	170,998	182,508
純資産 (百万円)	72,328	83,570	83,898	91,668

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均株式数により算出しております。

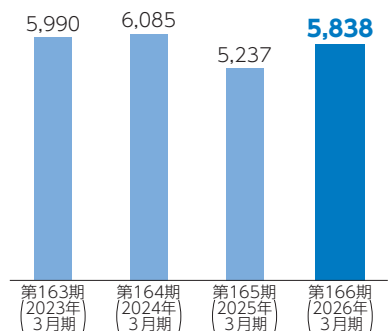
売上高

(単位：百万円)



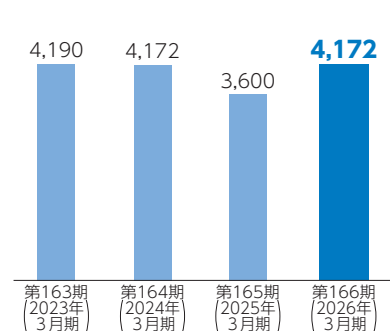
経常利益

(単位：百万円)



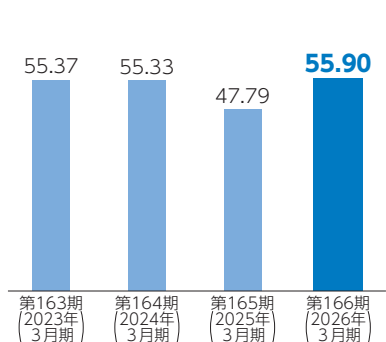
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



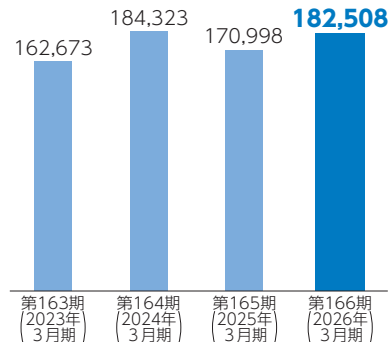
1株当たり当期純利益

(単位：円)



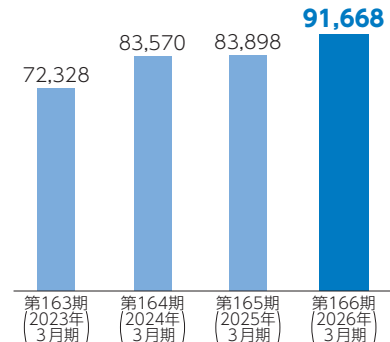
総資産

(単位：百万円)



純資産

(単位：百万円)



(10) 重要な子会社等の状況

会社名	本社所在地	資本金(百万円)	議決権比率(%)	主要な事業内容
オーピーパーム株式会社	東京都千代田区	10	99.7	紙加工品販売業
オーピーパック株式会社	大阪府摂津市	12	98.3	フィルム加工販売業
株式会社紙弘	熊本県熊本市	40	100.0	紙等卸売業
協同紙商事株式会社	東京都千代田区	33	99.7	紙卸売業
株式会社コアパック	愛知県春日井市	90	97.0	段ボール製造・販売業
株式会社興栄	神奈川県横浜市	12	81.3	段ボール製造・販売業
新生物流株式会社	東京都足立区	72	100.0	倉庫・運送業
山一加工紙株式会社	静岡県沼津市	20	90.7	紙加工品製造・販売業
大倉紙業商事(上海)有限公司	中華人民共和国	21	100.0	紙等卸売業
大倉商貿(上海)有限公司	中華人民共和国	1,239	100.0	紙等卸売業
SHINSEI PULP&PAPER(USA) CORP.	アメリカ合衆国	82	100.0	紙等卸売業
SHINSEI PULP&PAPER(M)SDN BHD	マレーシア	27	79.5	紙等卸売業
SHINSEI PULP&PAPER(THAILAND) CO.,LTD.	タイ王国	34	99.9	紙等卸売業
極東高分子株式会社 ^(注1)	北海道小樽市	165	37.6	紙・フィルム加工販売業
株式会社大文字洋紙店 ^(注1)	東京都中央区	40	44.2	紙等卸売業

(注1) 関連会社

(注2) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(11) 主要な事業内容

当社グループの主要な事業内容は次のとおりであります。

[紙・板紙・化成品等卸売関連事業]

紙・板紙・化成品販売、紙製品販売、倉庫・運送業

[紙加工等関連事業]

フィルム加工、フィルム・段ボール製造販売、紙加工品製造販売

[不動産賃貸関連事業]

不動産賃貸

(12) 主要拠点等

当社グループの主要拠点等は次のとおりであります。

① 当社

本社	東京都千代田区神田錦町1丁目8番地
東京本店	東京都千代田区神田錦町1丁目8番地
大阪支店	大阪府大阪市中央区南船場1丁目16番10号
名古屋支店	愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目9番18号
九州支店	福岡県福岡市博多区店屋町4番12号
札幌支店	北海道札幌市中央区南三条西10丁目1001番地5
仙台支店	宮城県仙台市若林区卸町2丁目10番1号
富山支店	富山県富山市弥生町1丁目10番11号

② 子会社等

〔(10)重要な子会社等の状況〕に記載のとおりであります。

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区分	従業員数(名)	前期末比(名)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)
男性	633	42増	48.5	19.0
女性	248	5増	42.0	16.0
合計又は平均	881	47増	46.7	18.2

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数(名)	前期末比(名)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)
男性	360	2増	46.0	21.0
女性	190	2増	40.9	17.6
合計又は平均	550	4増	44.2	19.9

(14) 主要な借入先

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三井住友銀行	1,615
株式会社三菱UFJ銀行	1,566
株式会社みずほ銀行	1,519

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 80,000,000株 (自己株式5,561,921株を含む。)

(2) 株主数 991名 (前期末比18名減)

(3) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本製紙株式会社	8,605	11.6
北越コーポレーション株式会社	8,530	11.5
特種東海製紙株式会社	3,913	5.3
王子ホールディングス株式会社	3,286	4.4
昭和パックス株式会社	2,613	3.5
株式会社サンエー化研	2,613	3.5
新生紙パルプ商事従業員持株会	2,335	3.1
北越パッケージ株式会社	2,040	2.7
中越パルプ工業株式会社	1,940	2.6
公益財団法人睦育英会	1,300	1.7

(注) 1.千株未満は切り捨てて表示しております。

2.持株比率については、自己株式(5,561,921株)を控除して算出しております。

(4) 自己株式の取得、処分及び保有の状況

- ①取得株式 普通株式 891,020株 取得価額の総額 374,228千円
 ②処分株式 普通株式 ー株 処分価額の総額 ー千円
 ③決算期末における保有株式 普通株式 5,561,921株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2026年3月31日現在)

地 位	担当及び重要な兼職の状況	氏 名
代表取締役社長		三 瓶 悦 男
取締役専務執行役員	営業統括本部長	鳥 羽 登
取締役常務執行役員	管理統括本部長	重 田 栄 治
取締役常務執行役員	営業統括本部副本部長兼営業統括本部パッケージング担当	上 羽 昌 雄
取締役上席執行役員	東京本店第三ペーパー事業部長兼営業統括本部印刷担当	栗 原 光 晴
取締役	岩田合同法律事務所パートナー弁護士	上 田 淳 史
監査役(常勤)		井 上 眞樹夫
監査役(常勤)		森 田 好 則
監査役	株式会社サンエー化研常勤監査役	佐 藤 誠 一
監査役	昭和パックス株式会社取締役管理本部長	清 水 貴 雄

(注) 1. 取締役上田淳史氏は、社外取締役であります。

2. 監査役佐藤誠一氏、清水貴雄氏は、社外監査役であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社内役員及び社外役員との間で、責任限定契約を締結しておりません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別及び対象となる役員の員数

役員区分	対象となる 役員の員数(名)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		報酬等の総額 (百万円)
		基本報酬	役員退職慰労 引当金繰入額	
取締役	6	158	18	176
(うち社外取締役)	(1)	(7)	(-)	(7)
監査役	2	29	2	32
(うち社外監査役)	(-)	(-)	(-)	(-)
合計	8	187	20	208

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人部分は含まれておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、令和3年6月18日開催の第161回定時株主総会において年額3億円以内(ただし、使用人分給とは含まない)と決議いただいております。当該定時株主総会終結後の取締役の員数は8名です。

3. 監査役の報酬限度額は、平成12年6月20日開催の第140回定時株主総会において月額5百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結後の監査役の員数は4名です。

② 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

a. 基本方針

当社は、取締役及び監査役の報酬制度が当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるように、業務執行・経営監督の役割に応じて、それらが適切に発揮されるように定めています。

とりわけ業務執行を担う取締役の報酬は、株主の皆様との価値共有を促進し、企業業績と企業価値の向上に資することを基本方針としています。

なお、当社は取締役会の決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

b. 報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

固定報酬である「基本報酬」及び「役員退職慰労金」で構成しています。

取締役の基本報酬は、役位ごとに定めた基礎額に、会社の業績・業界動向等を総合的に勘案して決定いたします。

監査役の基本報酬は、役割及び独立性の観点で報酬額を決定いたします。

また、役員退職慰労金は、原則として役位及び在任期間に応じて決定いたします。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

c. 報酬等の決定方法

取締役及び監査役の個人別基本報酬は、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、取締役は取締役会が代表取締役社長三瓶悦男に一任して、監査役は監査役の協議により決定しております。なお、取締役の個人別の報酬等の決定を代表取締役社長に委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を当社において最も熟知しており、総合的な視点から取締役の報酬額を決定できるとともに、機動的な報酬額の決定に資すると判断したためです。

また、役員退職慰労金は、「役員退職慰労金に関する内規」に従い、取締役は取締役会が、監査役は監査役の協議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

取締役上田淳史氏は、岩田合同法律事務所のパートナー弁護士を兼職しておりますが、当社は岩田合同法律事務所との間に特別な関係はありません。

監査役佐藤誠一氏は、株式会社サンエー化研の監査役(常勤)を兼職しており、当社は株式会社サンエー化研との間に製品販売等の取引関係があります。

監査役清水貴雄氏は、昭和パックス株式会社の取締役管理本部長を兼職しており、当社は昭和パックス株式会社との間に製品販売等の取引関係があります。

②当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会及び監査役会への出席状況

区分	取締役会(15回開催)			
	出席回数		出席率	
取締役 上田淳史	15回		100%	

区分	取締役会(15回開催)		監査役会(6回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 佐藤誠一	15回	100%	6回	100%

区分	取締役会(15回開催)		監査役会(6回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 清水貴雄	15回	100%	6回	100%

b. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役上田淳史氏は、取締役会15回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適法性・適正性を確保するための発言・提言を行うなど適切な役割を果たしております。

c. 監査役取締役会及び監査役会における発言状況

監査役佐藤誠一氏は、プラスチック複合加工製品メーカーにおける豊富な知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の観点において、意見表明を行っております。

監査役清水貴雄氏は、企業管理における豊富な知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の観点において、意見表明を行っております。

また、監査役会においても、監査役佐藤誠一氏は、当業界における豊富な経験から、監査役清水貴雄氏は、企業管理における豊富な知見から、意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額(百万円)
当事業年度に係る報酬等の額	29
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	29

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2.海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。
- 3.監査役会は、会計監査人の報酬等について会計監査人による当事業年度監査計画の内容、監査時間及び報酬見積り等を検討した結果、妥当と認め、会社法第399条第1項の同意をしております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社において、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人の解任を決定いたします。

なお、監査役会は、会計監査人が会社法・公認会計士法及び公序良俗に照らして、不相当と認められると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は、法令を遵守し社会規範に沿った行動をとることを職務遂行における最優先課題と位置付けることとする。
- b. 代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、内部統制の目的の一つである法令遵守を重点項目として指導の徹底を図る。
- c. 社長の直属の機関として監査部を置き、各業務が法令や規程に従って遂行されているかを監査し、その結果を社長に報告することとする。
- d. 監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行が法令及び定款に適合しているかの監査を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 重要文書の保存・管理等については「文書管理規程」に基づいて行う。
- b. 株主総会及び取締役会の議事録、決算書類等の法令により定められた文書は所定の所轄部門で保管・管理され、適切な情報管理及び開示体制を構築する。
- c. その他、稟議書等の取締役の職務執行・意思決定に係る情報は、所定の管理責任者が保管・管理し、監査役は定期的にこれらの整備運用状況を監査することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 職務遂行に伴うリスクの管理については、職務の分野別に規程・細則等を定め、リスク管理のための方針・手続・要領等を示しその周知徹底を図る。
- b. 経営上の問題については、内部統制委員会等の諸機関において協議・監督指導を行い、個別案件では職務権限に応じて稟議制度等に基づき適正に適用し、最も重要な項目は取締役会の意思決定により対応する。
- c. 監査役及び監査部は、独立した機関及び組織として全社的・定期的にリスク管理の状況を監査しリスクの予防に努め、所定の手続によりリスクの統制を図る。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 取締役会は、経営方針等の決定及び取締役の業務執行の監督を行うことにより、会社経営の効率性・健全性を図る。
- b. 取締役は、取締役会で決定された委嘱業務について、担当する組織の運営・業務遂行状況を監視し、目標に向けた適切な指導を行う。
- c. 取締役会は、業務統制を図るため営業統括・管理統括を組織し、「取締役会規程」「職務権限規程」等による諸手続や指示・報告体制の遵守を義務付け、その職務遂行の迅速性を図る。
- d. 内部統制委員会の定期的な開催により、取締役・従業員の職務遂行が法令・規程等を遵守したものであるか、効率的・円滑に遂行されているかを審議し、問題点の改善等適切な指導を行うこととする。
- e. 監査役及び監査部は、取締役・従業員の職務が適正かつ効率的に行われているかを定期的に監査することとする。

- ⑤当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a.企業集団の内部統制については、「関係会社管理規程」に従い連携・指導関係を明確にし、会計基準の統一化等経理業務を中心とした指導により業務の適正化を図る。
 - b.代表取締役を長とする「関係会社会議」を定例的に開催し、各社の経営・業績状況を把握し、連結財務報告の信頼性を確保するための指導を行うこととする。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a.監査役に補助使用人を置き、会社は補助使用人の選定及び地位の独立性等について監査役と十分協議し、監査役監査が適法かつ適正・円滑に行われるよう努めることとする。
- ⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- a.監査役は取締役会等重要な会議に出席し、要請により他の会議に随時出席することとする。
 - b.代表取締役と監査役は定期的な会合をもち、内部統制の状況等について報告・協議を行うこととする。
 - c.業務執行に関する重要な文書を監査役に回付するほか、必要に応じ役職員が監査役に対し報告・説明を行うこととする。
- ⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a.監査役4名のうち2名は社外役員であり、経営面・法務面等多角的な視点から監査・助言を行うこととする。
 - b.監査部は監査役と緊密な連携を保ち、内部監査の計画及び結果について監査役に報告し、効率的な監査役監査に資することとする。
 - c.会計監査人は監査役と定期的な会合をもち、会計監査人の監査活動の状況及び結果を報告し、随時情報交換を行うこととする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用の状況

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、体制の整備当初から、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に確認し調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、確認調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用に努めております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、機動的な配当政策を行うため、取締役会の決議により剰余金の配当等を決定できる旨を定款に定めております。

剰余金の配当等につきましては、企業価値の最大化を念頭に、健全な財務体質の維持及び積極的な事業展開に備えるための内部留保の充実等を勘案しつつ、収益状況に応じた利益還元を行うことを基本方針としており、単年度の業績に左右されない安定した配当を継続する方針であります。

上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては、2026年5月21日開催の取締役会において、合併20周年を記念して1円増配し、1株当たり6.5円と決定させていただきました。(効力発生日:2026年6月22日)

この結果、当期の年間配当金は、中間配当金6円とあわせ、1株当たり12.5円(普通配当10.5円、記念配当2円)となります。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第166期 2026年3月31日現在	(ご参考)第165期 2025年3月31日現在	科目	第166期 2026年3月31日現在	(ご参考)第165期 2025年3月31日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	112,565	109,510	流動負債	78,883	77,381
現金及び預金	4,754	6,012	支払手形	60	335
受取手形	1,454	5,063	電子記録債務	8,556	10,355
電子記録債権	26,431	23,462	買掛金	61,471	62,474
売掛金	61,375	59,621	短期借入金	5,270	1,040
有価証券	5,699	4,100	賞与引当金	861	770
棚卸資産	12,000	10,715	その他流動負債	2,662	2,404
その他流動資産	1,380	917	固定負債	11,956	9,718
貸倒引当金	△531	△384	長期借入金	49	44
固定資産	69,943	61,487	リース債務	276	249
有形固定資産	22,197	21,784	繰延税金負債	9,467	7,312
建物及び構築物	9,668	10,359	役員退職引当金	172	134
機械装置及び運搬具	520	583	退職給付に係る負債	130	20
土地	11,092	10,292	関係会社事業損失引当金	100	94
リース資産	508	468	その他固定負債	1,760	1,862
建設仮勘定	313	—	負債合計	90,839	87,099
その他有形固定資産	93	81	純資産の部		
無形固定資産	693	719	株主資本	73,006	70,069
借地権	82	82	資本金	3,228	3,228
ソフトウェア	431	500	資本剰余金	1,876	1,876
リース資産	7	15	利益剰余金	70,083	66,771
その他無形固定資産	172	121	自己株式	△2,180	△1,806
投資その他の資産	47,051	38,983	その他の包括利益累計額	18,557	13,757
投資有価証券	42,092	35,940	その他有価証券評価差額金	18,248	13,946
長期貸付金	816	812	繰延ヘッジ損益	△0	0
退職給付に係る資産	2,869	2,029	為替換算調整勘定	85	62
その他投資等	3,252	2,389	退職給付に係る調整累計額	223	△252
貸倒引当金	△1,980	△2,189	非支配株主持分	104	72
資産合計	182,508	170,998	純資産合計	91,668	83,898
			負債及び純資産合計	182,508	170,998

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第166期	(ご参考)第165期
	自 2025年4月1日 至 2026年3月31日	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
売上高	259,281	257,340
売上原価	242,370	241,519
売上総利益	16,910	15,820
販売費及び一般管理費	11,994	11,119
営業利益	4,916	4,700
営業外収益	1,543	1,079
受取利息	56	41
受取配当金	978	853
その他	508	185
営業外費用	620	542
支払利息	29	27
その他	591	515
経常利益	5,838	5,237
特別利益	472	5
固定資産売却益	6	5
投資有価証券売却益	41	0
受取補償金	424	—
その他	—	0
特別損失	543	26
固定資産除却損	43	20
減損損失	498	—
その他	0	6
税金等調整前当期純利益	5,767	5,216
法人税、住民税及び事業税	1,653	1,498
法人税等調整額	△76	108
当期純利益	4,191	3,610
非支配株主に帰属する当期純利益	18	9
親会社株主に帰属する当期純利益	4,172	3,600

連結株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位: 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,228	1,876	66,771	△1,806	70,069
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△860		△860
親会社株主に帰属する当期純利益			4,172		4,172
自己株式の取得				△374	△374
株主資本以外の項目の 連結会計年度の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	3,311	△374	2,937
当期末残高	3,228	1,876	70,083	△2,180	73,006

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	13,946	0	62	△252	13,757	72	83,898
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△860
親会社株主に帰属する当期純利益							4,172
自己株式の取得							△374
株主資本以外の項目の 連結会計年度の変動額(純額)	4,301	△0	23	476	4,799	32	4,832
連結会計年度中の変動額合計	4,301	△0	23	476	4,799	32	7,769
当期末残高	18,248	△0	85	223	18,557	104	91,668

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第166期 2026年3月31日現在	(ご参考)第165期 2025年3月31日現在
資産の部		
流動資産	103,718	101,740
現金及び預金	1,720	3,530
受取手形	1,383	4,873
電子記録債権	25,781	22,827
売掛金	58,457	57,102
有価証券	5,399	3,800
商品	10,237	9,262
短期貸付金	797	535
その他流動資産	532	422
貸倒引当金	△591	△615
固定資産	66,119	59,350
有形固定資産	21,626	22,048
建物及び構築物	9,378	10,221
土地	11,400	11,292
リース資産	420	394
建設仮勘定	313	—
その他有形固定資産	112	140
無形固定資産	617	606
ソフトウェア	415	483
リース資産	1	1
その他無形固定資産	200	120
投資その他の資産	43,875	36,695
投資有価証券	38,788	33,215
関係会社株式	882	325
出資金	70	66
関係会社出資金	75	75
長期貸付金	908	944
長期営業債権	—	0
前払年金費用	2,542	2,398
その他投資等	979	284
貸倒引当金	△372	△614
資産合計	169,838	161,091

科目	第166期 2026年3月31日現在	(ご参考)第165期 2025年3月31日現在
負債の部		
流動負債	71,999	71,425
支払手形	38	253
電子記録債務	7,555	9,538
買掛金	56,625	57,900
短期借入金	4,797	1,000
未払金	826	746
未払法人税等	846	829
リース債務	123	100
賞与引当金	733	658
その他流動負債	452	397
固定負債	11,746	10,125
リース債務	231	214
繰延税金負債	9,094	7,464
役員退職引当金	145	113
長期預り保証金	1,707	1,811
関係会社事業損失引当金	553	507
その他固定負債	13	13
負債合計	83,745	81,551
純資産の部		
株主資本	68,933	66,300
資本金	3,228	3,228
資本剰余金	1,848	1,848
資本準備金	1,848	1,848
利益剰余金	66,037	63,029
利益準備金	809	809
その他利益剰余金	65,228	62,220
退職積立金	520	520
配当準備積立金	660	660
固定資産圧縮積立金	4,778	4,761
固定資産圧縮特別勘定積立金	185	—
別途積立金	23,350	23,350
繰越利益剰余金	35,734	32,928
自己株式	△2,180	△1,806
評価・換算差額等	17,159	13,239
その他有価証券評価差額金	17,159	13,239
繰延ヘッジ損益	△0	0
純資産合計	86,092	79,539
負債及び純資産合計	169,838	161,091

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第166期	(ご参考)第165期
	自 2025年4月 1 日 至 2026年3月31日	自 2024年4月 1 日 至 2025年3月31日
売上高	247,817	247,365
商品売上高	244,953	244,482
賃貸料収入	2,574	2,597
その他の営業収入	288	284
売上原価	232,904	232,661
商品売上原価	231,505	231,285
賃貸料原価	1,398	1,375
売上総利益	14,913	14,704
販売費及び一般管理費	11,165	10,539
営業利益	3,747	4,164
営業外収益	1,736	973
受取利息	53	45
受取配当金	950	852
その他	732	75
営業外費用	116	186
支払利息	21	23
その他	95	162
経常利益	5,367	4,952
特別利益	466	281
固定資産売却益	0	—
投資有価証券売却益	37	281
関係会社株式売却益	4	—
受取補償金	424	—
その他	—	0
特別損失	510	11
固定資産除却損	10	10
減損損失	498	—
その他	0	1
税引前当期純利益	5,323	5,222
法人税、住民税及び事業税	1,517	1,438
法人税等調整額	△62	221
当期純利益	3,868	3,562

株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位:百万円)

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金	利益剰余金								利益剰余金 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金						繰越利益 剰余金	
			退職積立金	配当準備 積立金	固定資産 圧縮積立金	固定資産圧縮 特別勘定 積立金	別途積立金				
当期首残高	3,228	1,848	809	520	660	4,761	—	23,350	32,928	63,029	
事業年度中の変動額											
剰余金の配当									△860	△860	
固定資産圧縮積立金積立額						86			△86	—	
固定資産圧縮積立金取崩額						△69			69	—	
固定資産圧縮 特別勘定積立金積立額							185		△185	—	
当期純利益									3,868	3,868	
自己株式の取得											
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)											
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	16	185	—	2,805	3,007	
当期末残高	3,228	1,848	809	520	660	4,778	185	23,350	35,734	66,037	

	株 主 資 本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,806	66,300	13,239	0	13,239	79,539
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△860				△860
固定資産圧縮積立金積立額		—				—
固定資産圧縮積立金取崩額		—				—
固定資産圧縮 特別勘定積立金積立額		—				—
当期純利益		3,868				3,868
自己株式の取得	△374	△374				△374
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			3,920	△0	3,919	3,919
事業年度中の変動額合計	△374	2,633	3,920	△0	3,919	6,553
当期末残高	△2,180	68,933	17,159	△0	17,159	86,092

(記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。)

独立監査人の監査報告書

新生紙パルプ商事株式会社
取締役会 御中

2026年5月19日

東陽監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 浅山 英夫
指 定 社 員 公認会計士 平井 肇
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、新生紙パルプ商事株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新生紙パルプ商事株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書

類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

新生紙パルプ商事株式会社
取締役会 御中

2026年5月19日

東陽監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 浅山 英夫
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 平井 肇
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、新生紙パルプ商事株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第166期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等

を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第166期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部をはじめその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会、常務会等、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、東陽監査法人からも、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

新生紙パルプ商事株式会社 監査役会

常勤監査役 井上 眞 樹 夫 ㊟

常勤監査役 森 田 好 則 ㊟

社外監査役 佐 藤 誠 一 ㊟

社外監査役 清 水 貴 雄 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社の本店所在地を変更するため、現行定款第3条を変更するものであります。

本変更は、2026年9月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとし、附則にその旨の規定を設けるものであります。

なお、当該附則は、本店移転の効力発生日経過後、これを削除いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現行定款	変更案
(本店の所在地) 第3条 当社は本店を東京都千代田区に置く。 <新設>	(本店の所在地) 第3条 当社は本店を東京都中央区に置く。 附則 (本則第3条の変更に係る効力発生日) 第1条 本則第3条の変更は、2026年9月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本条は本店移転の効力発生日経過後これを削除する。

第2号議案 自己株式取得の件

会社法第156条第1項及び第160条第1項の規定に基づき、本総会終結の時から1年以内に、下記株主からの買取依頼に対応するため、当社普通株式1,500千株、取得価額の総額765百万円を限度として取得することといたしたいと存じます。

なお、本件に関し会社法第160条第2項及び第3項の規定に基づき、他の株主から本総会開催日の5日前までに書面をもって売主として追加の申し出があったときは、上記株数、取得価額の範囲内においてその株主からの取得も追加するものといたしたいと存じます。

株主名			
岡本圭介	加藤明里	千馬千恵	辻愛子
辻哲郎	東京海上日動火災保険株式会社	富士フィルム株式会社	松谷庸子

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役1名を含む取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	さんべい えつお 三瓶 悦男 (1958年12月20日生)	1981年4月 株式会社岡本入社 2005年5月 同社第一営業本部出版用紙四部担当部長 2005年10月 当社東京本店第三ペーパー事業部出版用紙四部付部長 2006年4月 当社東京本店第三ペーパー事業部出版用紙三部長 2011年6月 当社執行役員東京本店業務本部長兼営業統括本部業務担当 2012年4月 当社執行役員東京本店第二ペーパー事業部長 2014年6月 当社取締役執行役員東京本店第二ペーパー事業部長 2016年4月 当社取締役執行役員東京本店事業部管掌役員 2016年6月 当社取締役常務執行役員東京本店事業部管掌役員 2018年4月 当社取締役常務執行役員大阪支店長 2020年4月 当社取締役専務執行役員営業統括本部長 2021年6月 当社代表取締役社長兼営業統括本部長 2023年4月 当社代表取締役社長(現任)	81,200株
2	とば のぼる 鳥羽 登 (1963年8月7日生)	1986年4月 株式会社岡本入社 2010年4月 当社東京本店第二ペーパー事業部出版用紙三部長 2016年4月 当社東京本店第二ペーパー事業部長 2017年4月 当社執行役員東京本店第二ペーパー事業部長 2020年4月 当社上席執行役員東京本店第二ペーパー事業部長兼 営業統括本部印刷担当 2020年6月 当社取締役上席執行役員東京本店第二ペーパー事業部長兼 営業統括本部印刷担当 2022年4月 当社取締役常務執行役員東京本店印刷用紙事業管掌兼 営業統括本部印刷担当 2023年4月 当社取締役常務執行役員営業統括本部長 2024年6月 当社取締役専務執行役員営業統括本部長(現任)	43,220株
3	しげた えいじ 重田 栄治 (1965年3月15日生)	1987年4月 当社入社 2009年4月 当社管理統括本部経理本部財務部長 2015年4月 当社管理統括本部付部長(財務部・管理部担当) 2016年4月 当社管理統括本部財務本部長兼財務本部財務部長 2019年4月 当社管理統括本部総務本部長兼財務本部長兼財務本部財務部長 2020年4月 当社執行役員管理統括本部総務本部長兼財務本部長 2021年4月 当社上席執行役員管理統括本部長兼管理統括本部総務本部長 2021年6月 当社取締役上席執行役員管理統括本部長兼 管理統括本部総務本部長 2022年4月 当社取締役常務執行役員管理統括本部長兼 管理統括本部総務本部長 2024年4月 当社取締役常務執行役員管理統括本部長(現任)	35,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	うえば まさお 上羽 昌雄 (1964年5月31日生)	1987年4月 当社入社 2010年4月 当社大阪支店板紙部長 2013年4月 当社大阪支店印刷情報用紙部長 2014年4月 当社大阪支店第二ペーパー事業部長 2020年4月 当社執行役員九州支店長 2022年4月 当社上席執行役員東京本店パッケージ事業部長兼 営業統括本部パッケージ担当 2023年4月 当社上席執行役員営業統括本部副本部長兼 東京本店パッケージ事業部長兼営業統括本部パッケージ担当 2024年4月 当社常務執行役員営業統括本部副本部長兼 営業統括本部化成品担当 2024年6月 当社取締役常務執行役員営業統括本部副本部長兼 営業統括本部化成品担当 2025年4月 当社取締役常務執行役員営業統括本部副本部長兼 営業統括本部パッケージング担当(現任)	33,000株
5	くりはら みつはる 栗原 光晴 (1967年11月6日生)	1992年4月 株式会社岡本入社 2015年4月 当社東京本店印刷用紙二部長 2021年4月 当社東京本店三ペーパー事業部長 2022年4月 当社執行役員東京本店第三ペーパー事業部長 2023年4月 当社執行役員東京本店第三ペーパー事業部長兼 営業統括本部印刷担当 2024年4月 当社上席執行役員東京本店第三ペーパー事業部長兼 営業統括本部印刷担当 2024年6月 当社取締役上席執行役員東京本店第三ペーパー事業部長兼 営業統括本部印刷担当 2026年4月 当社取締役上席執行役員東京本店第二ペーパー事業部長兼 営業統括本部印刷情報担当(現任)	22,000株
6	うえだ あつし 上田 淳史 (1972年4月2日生)	1998年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会所属) 岩田合同法律事務所入所 2007年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2010年1月 岩田合同法律事務所パートナー(現任) 2017年6月 当社監査役 2021年6月 当社取締役(現任)	2,000株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 上田淳史氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者の選任理由と期待される役割

上田淳史氏は、弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、これまでの当社社外監査役及び社外取締役としての職務経験をもとに、取締役会における意思決定の適法性・適正性を確保するための発言・提言をしていただきました。

これらの実績を踏まえて、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

4. 上田淳史氏の当社社外取締役就任期間は、本総会の終結の時をもって5年となります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役森田好則氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
くりやがわ ひで き 厨川 秀樹 (1965年4月2日生)	1988年4月 株式会社岡本入社 2014年4月 当社東京本店第二ペーパー事業部出版用紙一部長 2020年4月 当社執行役員東京本店第三ペーパー事業部長 2021年4月 当社執行役員東京本店第一ペーパー事業部長 2022年4月 当社執行役員東京本店機能材事業部長兼 営業統括本部情報機能材担当 2023年4月 当社執行役員札幌支店長兼札幌支店総務部長 2026年4月 当社執行役員営業統括本部付本部長(現任)	26,220株

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
ゆぐち たけし 湯口 毅 (1967年1月7日生)	1991年3月 昭和パックス株式会社入社 2014年3月 同社中部支店長 2018年3月 同社大阪支店長 2021年3月 同社営業副本部長 2021年6月 同社取締役営業本部長(現任) 2022年6月 株式会社サンエー化研監査役(現任)	0株

(注)1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 湯口毅氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

同氏は、昭和パックス株式会社における実務経験と幅広い知見を生かした専門的見地から監査役としての役割を果たしていただけるものと考え、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任されます森田好則氏に対し、当社経営に対する監視と監査活動に尽力したため、当社における一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
もりた よしのり 森田 好則	2022年6月 当社監査役(現任)

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区神田美土代町7 住友不動産神田ビル
 ベルサール神田 3階会議室
 ☎03-5281-3053



交通のご案内

●JR

神田駅 出口(西口、北口)
 御茶ノ水駅 出口(聖橋口)

●地下鉄

東京メトロ丸ノ内線 淡路町駅 出口(B6・A4・A2)
 東京メトロ千代田線 新御茶ノ水駅 出口(B6・B7)
 都営地下鉄新宿線 小川町駅 出口(B6・B7)
 東京メトロ銀座線 神田駅 出口(5)